

情報求む!いじめ110番実施中

大津では大変痛ましい事件がありました。

いじめは、決して大津市特有の問題ではありません。しかし、議会でやり取りをしても、「教育委員会はしっかり対応している」との答弁しか返って来ません。

我々は、これを機に京都市の教育現場の実態の徹底究明を図り、教育委員会の対応を確認し、制度としての課題解決を図るために京都党では「村山祥栄と江村理紗の110番」を開設しました。 また、今この瞬間にもいじめで深く傷つき悩める児童、生徒がいます。彼らをその闇から救うべく個別案件についても対応をして参りたいと存じます。

情報提供者はご自身、保護者、第三者どなたでも結構です。情報提供者の個人のプライバシーは 徹底して保護致します。「○○小学校の3年2組の△△さんがいじめられている」「□□中学校では △△な事件があったが、学校は○○な対応しかしてくれなかった」

など、何なりとお声をお寄せください。直接村山が現場に入り、生の声を聞き、実態究明と制度の再確認を行います。皆さん、是非情報提供を宜しくお願いします。

詳しくはホームページをご覧ください!

どうする?景観!またもや高さ規制例外認める!

京都会館に続き、今度は工場の建替!? 次々と変わる京都市の方針・・・

7月30日、京都市の都市計画審議会が開催され、島津製作所三条工場(同市中京区)内に建設を予定している新社屋ビルについて、条例に基づく高さ制限(20メートル)を緩和し、高さ31メートルのビルを建設する地区計画が提案された。

民間企業に対し、高さ制限が緩和されるのは初めてである。前の審議会では、岡崎地区に新築する京都会館を例外的に高さを緩和することが決まったばかり。京都会館が例外的に認められたのは、百歩譲って公共建築物だったからだ。

今度の計画は一民間企業に例外許可を与 えるという普通では考えられない行為であ る。

各方面の委員から高さの規制緩和の基準 があいまいとの指摘されたがまさにそのと おりである。

法治国家において法を厳格に運用しなくなったら、秩序なんていとも簡単に崩壊してしまうし、こんな不公平な話が通って良いわけがない。

私自身審議委員として、質疑を繰り返し てきたが、その中ではっきりしたことがあ る。

ひとつめは、実は景観条例そのものが瑕疵だらけの制度だということ。

「仮にこの建設予定地が大文字が近い銀閣寺門前だったらこんな緩和を認めるか?」と問うたところ、「銀閣寺門前なら認められない。」という答弁だった。

これを換言すれば、銀閣寺門前の高さ制限は死守するが、西大路三条はそれほど高さ制限が重要ではないという判断だということだ。

つまり、市民の財産権を侵害してまで不 必要な地域にまで必要以上に厳しい高さ制 限を課しているということだ。 もうひとつは、「経済性より景観優先」と 銘打って作った景観条例だったが、今回京 都市は「景観よりも経済性」へ大きく方向 転換したということだ。

質疑の中で明らかになったのは、政策的に重要な案件の場合は今後も緩和を検討するという話があった。政策的というのは、市にとって影響が大きいものという意味だ。つまり、企業にせよ、商業施設にせよ、大規模のものについては考慮するということだ。換言すれば、中小零細には我慢を強いるが大手は認めるということだ。



なんということだろう。そもそも私は、 企業誘致に賛成だ。大きな工場がひとつ増 えれば、そこで働く雇用が生まれ、人口が 増え、お金がまわり、税金が入り、市民生 活が豊かになる。

だから配慮するのは当然だ。ただ、それを踏まえた上で、高さ制限の地区割りをすべきだったのだ。

結果的には賛否別れたが私は賛成した。 以前から必要以上に規制した景観条例の 修正を求めている立場から言えば、今回の 提案は京都市自らが景観条例の規制を否定 することに相違ないのだから。

今回の例外措置は原則認められないが、 これを機に不必要な規制の見直しの契機に なることを切に願うばかりだ。

村山祥栄現場立ち入り調査! 計量検査所とは?

計量検査所という市の施設が右京区常盤にある。医療機関、スーパー、郵便局、ガソリンスタンドなど検査や測定、商取引などに使われる計量器が正しく使われているかをチェックする機関だ。

計量法という法律で、適正な計量は貨幣制度と並び経済活動の根幹をなす重要な制度であることから、定期検査、また違反者には使用制限などが定められている。

確かに、そうなのだが、法律が出来た明治時代ならいざしらず、ほとんどの計量器が電子化されほとんど誤差もなければ、不正すること自体困難になってる今の時代に、厳密に的確にこの制度を運用する必要が本当にあるのかかなり疑わしい。

しかも、不正な計量をしている事業者 などあっという間に世間から批判の的に 曝される時代だ。時代錯誤な制度が今も 残っていることは理解に苦しむ。



しかし、法律で、この検査を二年に一度受けないと、計量器を使用できなくなる。無駄な税金には違いないが、問題はそれに留まらない。この検査は国から委託され京都市がやらなければならない。

かつては法定受託事務といって100%国から予算が下りていたが、平成12年に自治事務へ変更になって以来、その分のお金が下りてきているかも怪しい。実に市にとっては迷惑な制度なのだ。

昨年から、事業を民間に委託するなどして無駄を減らしているが、それでも2600万の予算に7人分の人件費を加えると軽く5000万円を超える。手数料は別途頂いているのでまるまる税金である。



しかも、京都府でも全く同じ事業を、 京都市以外の府下で展開している、典型 的な二重行政だ。

実に理不尽な話だが、法律は法律なので、気長に取り組むことにしたい。 (涙)

結論

1,国に対してこれらの制度を見直すように要請する。

全部を検査せずとも、抜き打ち検査と通報対応だけで十分なので、そういった制度へ改変する。

2, 二重行政を解消するように整理統合する。

多少の委託費を払ってでも京都市の事業 も全て府へ委託する。

Topics

報告「がれき広域処理」見送りについて

この度、被災地の復興を願い、がれきの広域処理受入れを訴え て参りましたが、環境省が 市に協力要請しない方針を伝え、 京都市はがれき処理の見送りを決めました。

見送りとなった理由は、宮城県で処理の目途が立ったこと、 がれき広域処理による各地の風評被害拡大に配慮したこと が挙げられます。

たしかに、同県で処理の目途が立ったことは事実でしょうが、 未だにがれきは残っており、一日も早い復興を考えた場合 被災地にはまだまだ負担が大きいと言えます。

やはり京都市の受入れの進捗が遅かったために見切りを つけられた部分は否定できません。

京都市議会からの動きが遅れたことを非常に反省しており、 そのうえ市の動きが決断も遅かったことが悔やまれます。

見送りとなってしまい非常に残念ですが、引き続きできることから 随時復興支援に取組んで参ります。

その中で、まず喫緊の課題は五山送り火騒動で残された薪の 解決です。

被災地の方々は放置されたままの薪をずっと気にされています。 今年の5月議会では京都党からも行動を起こし、議会より 五山送り火薪の早期解決に向けて

決議を挙げました。それにより、ようやく薪の芯部分は工芸品 として利用されました。

しかし、肝心の放射性物質が検出された表皮部分の判断は 保留にされたままです。この表皮部分の解決策については 当初、がれき広域処理の「専門家委員会」に託す予定でしたが、 今回の見送りによって表皮部分の解決策は打ち出されないまま 委員会は解散となりました。早期決着が望まれます。 引き続き、「五山送り火騒動」の薪解決に向けて議会より発信して参ります



れきを調査する本人



ゴミ袋に入れ保管された薪



肌身離さず持ち歩いている薪

村山 祥栄(むらやましょうえい)経歴

- ●昭53年2月7日生 下鴨在住
- ●衆院議員秘書、㈱リクルート勤務
- ●地域政党京都党代表

- ●下鴨小、東山中、東山高、専修大学法学部卒
- ●25歳最年少で市会議員初当選以来、現在3期目。
- ●政治姿勢:本来あるべき姿に正す「原点回帰」
- ●著書:京都・同和「裏」行政(講談社+α文庫)好評発売中!

村山祥栄友の会会員募集

会員証の発行や市政の今を綴った機関紙「京都再生」(年4回・8P)の郵送を通じ、継続的に村 山祥栄の政治活動にご理解賜りご支援頂ける会員を募集しております。宜しくお願いします。

年会費 一口3000円 その他、カンパも承っております。

友の会・カンパ振込先:郵便振替00970-2-181324 名義 村山祥栄政策フォーラム

各種お問い合わせ先 村山祥栄事務所電話075-712-9962 FAX712-9963